

意見陳述書

平成31年1月24日

原告 山崎 精一

1 原告の山崎精一です。私がなぜこの裁判に加わり、国に損害賠償責任を求めているのか申し上げたいと思います。

2 私は元地方公務員で東京の廃棄物処理に携わり、現在は69歳の年金生活者です。

31歳の時に妻と出会い、1983年34歳の時に江東区で同居を始めました。その際、姓をどうするか、婚姻届けを出して法律的な結婚をするかどうか、話し合いました。二人の結論は、婚姻届けを出さないで結婚しよう、事実婚で行こう、ということでした。

それはお互いの名前を大事にしたい、男女差別をなくし、できるだけ平等な関係でいたい、という決意の表れでした。

3 私たちは、1984年2月19日に「新しい出発の会」という名称で結婚式を行い、家族、親戚、同僚、友人150人が参加してくれました。

その中で私たちは別姓結婚を宣言しました。それは結婚を否定するのではなく、新しい婚姻の在り方を求めたい、という二人の意志の表現でした。

(1) その集まりで配布したしおりの中で、私は次のように述べました。

「全く違う女と男と一緒に暮らす、この大変なことを、籍が一つになり姓が同じになることによって忘れてしまうのではないか？私は夫婦であっても、あくまでも、独立した対等な人間同志の関係であり続けたい。婚姻届けを出さないということはそのための条件であり、表現に過ぎない。」

「私は、彼女に私の「嫁さん」や「奥さん」になって欲しくない。同時に、私も「主人」や「旦那」になりたくない。それは単に名前や呼び方を変えればよいという問題ではないだろう。名前に表されている男と女の家庭の中

での地位と関係そのものを変えるのでなければならない。」

- (2) この「新しい出発の会」に妻の両親が参加してくれなかったことは、とても残念でした。しかし、妻の母親は次のような祝福の歌を送ってくれました。

あたらしき人のしくみの「ルール」をば
つつがなくぞや ひきてくれなん

- (3) 私の両親はともに結婚式に参加してくれ、父は次のようなはなむけの言葉を贈ってくれました。

「いずれ生まれてくる子供が、この両親の下に生まれ育ってよかったなあと思うような明るい家庭を作ってほしい。」

- 4 その年に最初の男の子が生まれ、その後にも二人の娘に恵まれました。

みな婚外子であり、出生届の父親欄には私の名前を記入しましたが、抹消されてしまいました。当然三人とも山崎の姓ではなく、妻の姓となりました。

当初は認知もしていませんでしたし、住民票も妻とは別世帯になっていましたので、私と子供たちを法的に結び付けるものは何もありませんでした。

そうだからこそ「私は普通の父親以上に親としての役割を果たすつもり」でいました。三人の出産に立ち会い、オムツ交換はもちろん冷凍母乳での授乳も生後すぐから行い、保育園の送り迎えも12年間続けました。小学校に上がるようになってからも保護者会や三者面談にも出ていました。

子育ては大変でつらいと当時は思っていました。今となっては懐かしい思い出です。

- 5 しかし、別姓結婚を貫くという私たちの選択が子供たちに負担を掛けているのではないかと、不安でもありました。そのような不安を吹き飛ばしてくれる出来事が3年前にありました。それは息子の結婚式の場面でした。

- (1) 両親からの挨拶の時に私は息子と姓が異なることを結婚式に参列され

た皆さんに説明しておく必要があると考え、次のように発言しました。

「私たち夫婦は対等で平等な関係を求めた結果、別姓結婚の道を選びました。その結果、三人の子供たちは私と姓が異なることとなり、いやな思いをさせられたこともあったかも知れません。しかし一平はそのことでひねくれたりせず、真っ直ぐに育ってくれたことに親として感謝しています。」

- (2) 息子の両親への言葉も夫婦別姓の両親の子供として育った思いを述べたものでした。

「小さい頃は、なんとなく面倒な親の下に生まれてきたものだと嘆いたものです。そんな一風変わった親の下で育ったが故になんとか自分は普通に目立たない人でありたいと思い生きてきました。しかし、最近周りから自分は非常に変わったところのある人間だということを指摘されるようになりました。いまでも十分に認められているとは言えない夫婦別姓という形を30年以上前に選択して歩んできた両親の考えと行動の凄さを、いまでは多少なりとも理解し尊敬できるようになりました。二人の息子として今日この場に立てていること、本当に感謝しています。」

- (3) 事前に打ち合わせをした訳でもないのに、期せずして、姓が違う父親と息子として生きてきた思いを結婚式の場で皆さんと共有できたことに、私は驚き、嬉しく思いました。

- 6 最後に国際的な観点、グローバルな視点から意見を述べたいと思います。世界各国には異なる婚姻制度があり、夫婦が同姓の国も、別姓の国もあります。

しかし、法律で夫婦同姓を定めている国が日本だけであることは、日本国政府も認めています。そしてこのことが女性差別に該当するので改めるよう国連の女性差別撤廃委員会から三度にわたって勧告されています。

私たちの訴えは憲法14条と24条を根拠にしていますが、さらに国連の自由権規約や女性差別撤廃条約をも根拠としています。

日本だけが何か特別な国だから女性差別や人権無視が許されるという時代ではもはやありません。

世界経済フォーラムが昨年12月に公表した日本のジェンダーギャップ

指数は149か国中110位でした。110位というこの数字の裏には、個人の尊厳と両性の本質的平等という憲法24条の精神が家庭の中で活かされていないという現実が隠されていると思います。

私は選択的夫婦別姓が実現することによって初めて、家族の中での妻と夫の対等で自立した関係が築ける出発点になると信じています。

選択的夫婦別姓は一部の少数派の女性だけの問題ではなく、すでに結婚している多くの男女、これから結婚しようとする全ての男女に関わる問題だと思います。単なる呼び名の問題ではなく、個人の尊厳、人権に関わる基本的な問題だと思います。

裁判官の皆様が私たちの声に耳を傾けていただいたことに感謝いたします。

ありがとうございました。